

(平成27年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和16年3月20日から同年3月30日までの期間及び同年10月1日から17年4月10日までの期間について、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は16年3月20日、資格喪失日は17年4月10日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和16年10月から17年3月までの標準報酬月額については55円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和16年12月8日から17年4月10日までの期間については戦時加算該当期間とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和19年5月24日から同年6月2日までの期間について、申立人は、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年5月24日に、同資格の喪失日に係る記録を同年6月2日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を65円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和19年5月の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和19年12月30日から24年1月28日までの期間について、B社の事業主は、申立人が19年12月30日に船員保険被保険者の資格を取得し、24年1月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年12月は75円、20年1月から同年3月までは85円、同年4月から21年3月までは140円、同年4月から22年11月までは240円、同年12月から23年12月までは2,600円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和19年12月30日から20年4月28日までの期間及び21年1月20日から同年2月25日までの期間については戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :

生年月日：大正7年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和16年3月20日から同年3月30日まで
② 昭和16年10月1日から17年4月10日まで
③ 昭和19年5月24日から同年6月2日まで
④ 昭和19年12月30日から24年1月28日まで

父は、昭和16年3月20日にA社所有の船舶に乗船し、17年4月10日に下船した。しかし、申立期間①及び②が船員保険の被保険者期間となっていない。

また、申立期間③及び④においても船員として継続して勤務していたが、船員保険の被保険者記録と合っていない。

調査の上、当時の乗船記録に係る資料に合わせ、申立期間①から④までについて、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は昭和16年3月30日とされているが、申立人が所持している同社の乗船証明書により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持しているA社の被保険者期間履歴表に、「船舶C、取得年月日、16年3月20日」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和16年3月20日であると認められる。

申立期間②について、A社の乗船証明書により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日は昭和16年10月1日とされ、申立人に係る船員保険被保険者台帳にも資格喪失日は同日と記載されている。

しかしながら、上記の被保険者台帳のほかに複数の船員保険被保険者台帳が存在するところ、これらの被保険者台帳には資格喪失日の記載は無い上、このうち一つの被保険者台帳には、昭和16年10月1日は月額変更の日付として記載されていることが確認できる。

また、資格喪失日の記載のある被保険者台帳は、申立人の名前、障害手当金の支給記録及び事務センターの回答から、昭和30年頃に整理された

と考えられるが、上記のとおり資格喪失日の記載がある被保険者台帳は、このほかに存在しない上、船舶Cに係る船員保険被保険者名簿には、18年8月25日より前の資格取得者は記載されておらず、申立期間②に係る被保険者名簿は確認できない。

これらのことから、申立人のA社に係る被保険者記録が適切に管理されていたとは言い難い。

また、申立人が所持しているA社の被保険者履歴表に、「船舶C、喪失年月日、17年4月10日」と記載されており、当該喪失年月日は、厚生労働省の保管する申立人に係る船員カード（陸軍）に記載された船舶Cの下船時期に近接している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日は昭和17年4月10日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、船員保険被保険者台帳から、55円とすることが妥当である。

また、戦時加算該当船舶名簿により、船舶Cは、申立期間②のうち昭和16年12月8日から17年4月10日までの期間において戦時加算該当船舶であることが確認できることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

申立期間③について、申立人が所持しているB社の乗船履歴証明書から、申立人が当該期間に同社の管理する船舶Dに乗船勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持しているE社の被保険者期間履歴表によれば、申立人は当該期間において船舶Dの船員保険被保険者とされている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人が所持しているE社の被保険者期間履歴表から、65円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に解散しており、確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同年5月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、B社の乗船履歴証明書により、申立人が当該期間

に同社に勤務していたことが認められるところ、同社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の同じ者が、昭和 19 年 12 月 30 日に被保険者資格を取得し、24 年 1 月 28 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、上記の被保険者期間は、申立人が所持している E 社の被保険者期間履歴表に記載されている被保険者期間とほぼ一致している上、当該被保険者名簿に記載されている船員手帳番号は、申立人に係る海軍船員カード（乙）又は船員保険被保険者台帳と一致していることから、当該記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 12 月 30 日に船員保険被保険者の資格を取得し、24 年 1 月 28 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、昭和 19 年 12 月は 75 円、20 年 1 月から同年 3 月までは 85 円、同年 4 月から 21 年 3 月までは 140 円、同年 4 月から 22 年 11 月までは 240 円、同年 12 月から 23 年 12 月までは 2,600 円とすることが妥当である。

また、戦時加算該当船舶名簿により、申立期間④のうち、昭和 19 年 12 月 30 日から 20 年 4 月 28 日までの期間及び 21 年 1 月 20 日から同年 2 月 25 日までの期間に申立人が乗船した船舶 F 及び船舶 G が戦時加算該当船舶であることが確認できることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

A社に在職中の平成19年12月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年分給与所得の源泉徴収票、預金通帳の写し及びA社の元経理担当者の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収票において推認できる保険料控除額及び預金通帳の賞与振込額から45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成4年11月から6年10月までは53万円、同年11月から8年5月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から8年6月30日まで
A社には、年収720万円で給与月額60万円の均等支払で契約し、給与から給与月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録では、申立期間の標準報酬月額は、8万円から9万2,000円と著しく低い金額で記録されている。
調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成4年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年12月までは59万円と記録されていたが、8年1月9日付けで、7年7月から同年12月までを50万円に訂正され、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年6月30日）より後の8年7月17日付けで、遡って4年11月から6年10月までを8万円、同年11月から8年5月までを9万2,000円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録により、複数の者についても、標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、年収720万円の契約であった旨述べているところ、申立人が所持する預金通帳では、給与振込額にほとんど変動は無い。

加えて、総務担当の役員であった者は、A社は当時、社会保険料を滞納していた旨述べている。

なお、商業登記簿謄本から、申立人は、当該遡及訂正処理が行われた当時、A社の取締役であったことが確認できるが、同社の元代表取締役及び複数の元取締役のいずれもが、「申立人は、営業担当の役員であり、社会保険関係の業務には関わっていなかった。」と回答していることから、申立人が当該標準報酬月額の特減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月9日付け及び同年7月17日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た4年11月から6年10月までは53万円、同年11月から8年5月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 15 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人の標準報酬月額を同年 5 月は 26 万円、同年 6 月は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち申立期間について、所持している同社の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、「ねんきん定期便」に記載されている当該保険料控除額を上回る金額が控除されている。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、同年 5 月は 26 万円、同年 6 月は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る平成 15 年 5 月及び同年 6 月に係る厚生年金保険料

の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は得られないものの、オンライン記録における標準報酬月額が健康保険組合及び厚生年金基金における標準報酬月額と同じであり、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の三者が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで
私は、A社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC健康保険組合の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答及び同僚の記録から、昭和53年11月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付され

るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、 事業主は、 申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月1日から同年7月1日まで

私は、昭和58年5月から現在までA社に勤務している。しかしながら、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が厚生年金基金の報酬標準給与の記録より低いことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は44万円と記録されている。

しかしながら、A社が加入するB厚生年金基金及びC健康保険組合の加入員記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、56万円であることが確認できる。

また、事業主及び当該厚生年金基金は、被保険者報酬月額変更届は、三者一括の複写式の届出用紙であると回答しており、当該厚生年金基金及び健康保険組合に提出されたものと同じのものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

さらに、事業主が保管している申立人の源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立期間について、標準報酬月額56万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は56万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

関東神奈川厚生年金 事案 9296

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月21日から同年9月1日まで

B社C工場（現在は、D社）に入社後、昭和29年8月に系列会社のA社に異動になり、継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると申立期間が被保険者期間になっていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言、申立人と同時期に異動した同僚が所持するB社の辞令及びD社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和29年8月21日にB社C工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月30日から同年9月1日まで

夫の厚生年金保険の記録では、平成6年8月30日にA社で被保険者資格を喪失し、同年9月1日にB社で被保険者資格を取得したとされており、被保険者記録に1か月間の空白が生じているが、申立期間も継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、平成6年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から10年3月まで

私は、平成8年3月に会社を辞めた後、自宅に国民年金保険料の集金人が来るようになり、その集金人に保険料を納付していた。

国民年金保険料額等の具体的なことについては憶^{おぼ}えていないが、私が保険料を集金人に納付していたことについては、当時同居していた母親がそれを見ていたので知っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年3月に会社を辞めた後、自宅に国民年金保険料の集金人が来るようになり、その集金人に納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び場所等を記憶していない上、保険料の納付周期及び金額等の具体的なことについても記憶が定かではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の基礎年金番号の付番日及び当初の国民年金被保険者資格取得の処理日から、平成13年12月頃と推認されることから、申立期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の一部は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった

とは考え難い。

加えて、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 57 年 3 月まで

私が 20 歳になった頃に、私の母親が私の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が、納付書により郵便局又は信用金庫で納付してくれた。

申立期間のうち、昭和 55 年及び 56 年の国民年金保険料については、昭和 55 年分及び 56 年分の所得税の確定申告書（控え）（以下「確定申告書」という。）を所持しており、55 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、55 年度の保険料の 1 年前納額と一致しており、これは 55 年度の保険料を納付したあかしである。また、56 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に保険料の控除額は記載されていないが、同年の所得が低かったため申告しなかっただけで、56 年度の保険料は納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親は、既に他界していることから、証言を得ることができず、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった頃に、母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 56 年 9 月頃と推認されること、及び申立人の手帳

記号番号は、同年6月に元妻と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立内容と一致しない上、当該加入手続時点において、当該期間のほとんどの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和55年度及び56年度について、当該期間の国民年金保険料を納付していたことの証拠として、昭和55年分及び56年分の確定申告書を提出しているところ、55年分の確定申告書については、社会保険料控除欄の支払保険料欄に、55年度の国民年金保険料の1年前納額と一致する金額が記載されているものの、当該確定申告書には、氏名、住所等が記載されていない上、当該金額には社会保険の種類についての記載が無いこと、前述の申立人の推認される加入手続時点において、55年度の保険料は過年度納付するほかなく、現年度納付することはできないことから、また、56年分の確定申告書については、社会保険料控除欄に、国民年金保険料に係る金額の記載が無いことから、いずれの確定申告書も、55年度及び56年度の保険料を納付していたことを裏付けるものと認めることはできない。

加えて、申立期間は、141か月と長期間に及んでおり、これだけ長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

その上、申立人の主張のとおり、申立期間の保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は当該期間当初から推認される加入手続時期までを通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7323

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年3月まで

私の父親が、昭和44年12月頃に、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、父親が、母親の分と一緒に自治会の集金人に納付してくれており、納付していた保険料月額は200円から300円ぐらいであったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月頃に、申立人の父親が、国民年金の加入手続きを行ってくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思うと述べているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続き及び保険料の納付を行ってくれたとする父親及び申立期間当時同居していた母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立人の申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和53年2月頃と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続き時期についての主張と一致しない。

さらに、申立人の所持している年金手帳、申立人が居住していた町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人の最初の国民年金の被保険者資格の取得日は、昭和53年1月31日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

加えて、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年5月までの期間、同年7月から8年7月までの期間、10年8月から12年2月までの期間、同年8月から14年6月までの期間、同年8月から15年9月までの期間及び16年5月から18年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月から同年5月まで
② 平成7年7月から8年7月まで
③ 平成10年8月から12年2月まで
④ 平成12年8月から14年6月まで
⑤ 平成14年8月から15年9月まで
⑥ 平成16年5月から18年12月まで

私が20歳となる平成7年*月頃、母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。加入後、厚生年金保険に加入した会社を退職したときは、国民年金の加入の勸奨状が送付されてきて、2回ほど市役所で国民年金への切替手続きを行い、その場で切替当初の国民年金保険料を納付した。

申立期間①から⑥までの国民年金保険料は、そのほとんどを母親が納付してくれていたはずであり、母親からは、「保険料の督促状が届き、同封されていた納付書でまとめて納付したこともある。」とも聞いている。

申立期間①から⑥までの国民年金保険料が未納又は未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きに直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行ったとする申立人の母親は、加入手続き時期及び手続き場所を記憶していないほか、申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険から国民年金への切替手続きについて、申立人は、国民年金の加入の勸奨状が送付されてきて2回ほど

当該手続を行ったと述べるのみで、当該手続を行った時期を特定できないことから、国民年金の加入状況及び厚生年金保険から国民年金への切替状況が不明である。

また、申立人は、申立人の母親が、申立期間①から⑥までのほとんどの国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、当該期間のほとんどの保険料を納付していたとする母親は、定期的に納付していたとする保険料の納付方法等について何も記憶していない上、まとめて納付したとする保険料の納付時期及び納付金額も具体的に憶^{おぼ}えていないことから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、申立人の母親が、平成7年*月頃、申立人の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録により、申立人は、申立人の厚生年金保険記号番号を基に9年1月1日に付番された基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人に係る第1号被保険者取得勸奨状の発行日及び当該資格の処理日から、申立人の加入手続時期は10年10月又は同年11月頃と推認され、申立内容と一致しない上、当該加入手続時点において、当該期間は時効により保険料を納付することはできない期間であるほか、申立人の主張のとおり納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立期間④及び⑤について、申立人は、厚生年金保険に加入していた会社を退職したときは、国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」のページには、当該期間の加入記録は記載されておらず、オンライン記録においても、当該期間に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は合計6回、104か月と長期間にわたる上、当該期間のほとんどは平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7325

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から同年12月までの期間及び50年1月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から同年12月まで
② 昭和50年1月から60年6月まで

私が20歳になった昭和49年*月頃、父親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、昭和49年*月頃、私は厚生年金保険に加入していたが、市から私の国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、父親が、私の保険料の何か月分かを一括納付し、その後は、母親が母親と私の二人分を集金人に納付していたと、父親及び母親からそれぞれ聞いたことがある。

また、平成4年ないし6年頃、社会保険事務所（当時）に行った際、職員から、申立期間①について、「厚生年金保険と国民年金の両方はもらえないので、金額の低い国民年金は消します。」と言われたにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料は還付されなかった。

申立期間①の国民年金保険料を還付してもらおうとともに、申立期間②の国民年金の記録を納付済みに訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の両親は既に他界しており、証言を得られないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和49年*月頃、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思うと主張しているが、申立人の国民年金の加入手

続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、62年8月ないし同年9月頃と推認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の推認される加入手続時点において、申立期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は還付されなかったと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、当初、昭和62年9月3日に「49年*月*日」として処理されていたが、同資格取得日は、厚生年金保険加入期間中であったことが判明したため、平成4年12月4日に「50年1月21日」に訂正処理されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の主張のとおり、申立人が申立期間①の保険料を納付していた場合、当該訂正処理時点において、当該保険料は、過誤納付として還付又は充当されることになるが、その形跡は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から63年9月まで

結婚式を挙げた昭和63年10月か、その直前の同年9月頃に、私の妻が社会保険事務所（当時）か市役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

加入手続後間もなく、妻が、私の国民年金の受給権について社会保険事務所又は市役所に問い合わせをし、国民年金の受給資格期間を満たすよう、申立期間のうち、一定期間の国民年金保険料をまとめて納付書により納付してくれたはずであるが、保険料の納付は妻に任せていたので、納付時期、納付金額等の詳しいことは分からない。

なお、申立期間については、実際に国民年金保険料を納付した期間がいつからいつまでか分からなかったため、一応、昭和48年10月から63年9月までとしたが、当該期間の全ての保険料を納付したとの趣旨ではない。

申立期間の国民年金保険料が全て未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする妻は、保険料の納付時期、納付回数及び納付金額等について記憶していないことから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和63年9月か10月頃の国民年金の加入手続後間もなく、妻が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年1月4日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の加入手続時期は同年同月頃と推認されることから、申立内容と一致せず、推認される

当該加入手続時点において、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することはできない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続後間もなく、申立人の国民年金の受給資格期間を満たすよう、申立期間のうち、一定期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、i) 申立期間直後の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料については、過年度納付されていることがオンライン記録により確認できること、ii) 63 年 10 月分からの保険料を納付すれば、60 歳到達時に同資格期間を満たすこととなることから、同資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して、オンライン記録のとおり、63 年 10 月分からの保険料を納付したと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月

A社（現在は、B社）から平成 18 年 4 月に賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人の申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

また、A社が加入していたC健康保険組合は、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を確認することができないと回答している。

さらに、申立人が、A社から賞与が振り込まれていたとするD銀行E支店に照会を行ったが、申立人の申立期間における賞与の振込みを確認することができない。

加えて、B社は、「A社の賞与支払時期は給与規程により、7月及び12月の年2回と定められており、決算賞与等を含め4月の支給は無かった。また、平成18年4月、同年7月及び同年12月の計3回賞与が支給された社員はいない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9299

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
私は、平成 13 年 5 月下旬から同年 6 月末日まで A 社の工場に勤務し、同年 6 月の給与から厚生年金保険料を控除されていた。しかし、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る平成 13 年 5 月度及び同年 6 月度の給与明細書を所持している上、同社は、申立人は申立期間において同社の工場に勤務していたと回答していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持する平成 13 年 6 月度の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る平成 13 年度の賃金台帳によると、平成 13 年 6 月度の給与において控除されている厚生年金保険料及び健康保険料が、同年 7 月度の給与において、申立人に返金されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9300

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 12 年 11 月 1 日まで
私が代表取締役だった A 社における平成 4 年 11 月から 12 年 10 月までの標準報酬月額が、当時の報酬額より低いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成 4 年 11 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 12 年 3 月までは 59 万円、同年 4 月から同年 10 月までは 38 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 12 年 11 月 1 日）より後の同年 12 月 5 日付けで、遡って 4 年 11 月から 12 年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月を 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、商業登記簿謄本により、申立期間及び申立てに係る減額訂正処理が行われた当時、A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、経理担当の元従業員は、「社会保険は、遅延しながらも支払っていた。」と回答しており、申立人は「当時、社会保険事務所（当時）の人と会った記憶はある。」と述べていることから、申立人は、A 社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。